

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

平成29年度に大きなコンプライアンス違反を起こした当事業団にとって平成30年度は事案の検証と法人改革に着手する年度となった。4月に新理事長を迎えると同時に、緊急的に事業統括制度を開始しガバナンス強化策の一つとすると共に、南部地域療育センターのコンプライアンス違反の事案について検証委員会を開催し、8月に「川崎市社会福祉事業団不祥事検証報告書（以下「不祥事検証報告書」という）」をとりまとめ公表した。

年度の後半は不祥事検証報告書に記載した中長期計画改定に着手し、年度末までに事業団改革に向けて新しい中長期計画を策定した。

また、南部地域療育センターの平成31年度から5年間の第Ⅱ期指定管理者公募に応募し、不祥事の反省も踏まえて入念な応募準備で臨んだ結果、指定管理の選定評価委員会や、その後の議会からは厳しい意見もいただいたが、指定管理者として選定されることができた。

当事業団の当面の大きな目標は、不祥事によって失ったご利用者やそのご家族等をはじめとする市民の皆様、関係機関、行政や議会からの信頼の回復を成し遂げることである。そのためには職員が一丸となって、不祥事検証報告書で掲げた法人改革に向けた取り組みを継続的かつ確実にを行うこと、そして新しく策定した中長期計画を確実に実施することが必要である。

重点課題への対応

1 不祥事の検証と法人改革に向けた取り組みについて

（平成30年度事業計画策定時には、南部地域療育センターの不祥事の件が発覚して調査中の段階であったので、事業計画の中に重点課題としてあげてはいなかったが、平成30年度の最も重要な取り組みであったため事業報告には一番目として記載する。）

平成30年1月に発覚した南部地域療育センターの不祥事は、2月に市による実地指導、3月には監査への切り替えが通知され、5月に市からの監査結果の通知と聴聞会を経て、5月末に行政処分を受けることとなった。

この事態に対して、平成30年度4月よりコンプライアンス及びガバナンス強化を目的として、緊急的に事業統括参事・主幹を配置し事業統括制度を開始することとした。

不祥事の検証と今後の対応を検討する機関として、「社会福祉法人川崎市社会福祉事業団川崎市南部地域療育センター不祥事検証委員会」を設置し、2名の外部委員と理事長、常務理事、事業統括参事・主幹を委員として4月下旬から8月上旬にかけ計

8回の委員会を開催した。

検証した結果を不祥事検証報告書としてまとめ、行政、及び南部地域療育センター保護者への事前報告を行った後HPにて公表した。不祥事検証報告書に対する意見や要望は保護者から4通、市民からは2通寄せられ、意見や要望に対する回答も公表した。

不祥事検証報告書は不祥事の概要・経過・それらに対する法人の対応と、検証した要因とその分析、社会福祉事業団改革に向けた取り組み等について19ページにわたる報告書として完成させた。外部への公表については上記で述べたとおりだが、法人内部に対しても、理事長が全施設を巡回して不祥事検証報告書の内容について概要を説明し、意見を聴取した。

不祥事検証報告書の中の社会福祉事業団改革に向けた取り組みについては、①事業統括参事・主幹による内部統制及びガバナンスの強化等、②法人本部事務局体制の強化、③職員の意識改革、④人材の確保及び定着と人材育成、⑤定期的な点検と確認の徹底、⑥中長期計画の改定、の6項目としてまとめた。①②⑤については年度内から可能な限り必要な取り組みを実施したが、平成30年度は事業統括参事・主幹を施設長兼務として配置しており、その役割遂行が大きな負担となっていたため平成31年度から参事については事務局で専任化することにより強化を図ることとした。③については法人職員階層別研修の中で、行政や外部講師を依頼しコンプライアンスの意義や重要性についての研修を行ったほか、中堅職員研修、主任職員研修では理事長が講師となりコンプライアンスや職場環境の改善について講義やグループワークを行うことでより意識していける取り組みを行った。(④については後述)

⑥については、年度後半から取組みを開始した。専門的な見地から助言をもらうコンサルティング会社を選定したうえで、各施設から策定委員を選出し、「利用者本位のサービス提供」「地域貢献の充実」「人材の確保・定着・育成」の3テーマの分科会に分かれてそれぞれ4回の策定委員会を開催し、現状の確認や今後の方向性等について検討した。これらを最終的に16の項目に分けて、今後5年間の取り組みスケジュールとして新たな中長期計画としてまとめた。

2 「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」への対応検討について

平成30年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」が示された。「第1次実施計画」では、れいんぼう川崎の有償譲渡、長沢壮寿の里の建て替え民設化、多摩川の里・ひらまの里・くさぶえの家・かじがや障害者デイサービスセンターの貸付による民設化が含まれている。

これらに関して川崎市健康福祉局長寿社会部や障害保健福祉部等と情報交換を行った。

具体的な対応策については、中長期計画の中に掲げたが、市の情報によると上記第

1 次実施計画の対象施設については令和元年秋には公募要項が示されることになるため、引き続き市と情報交換を行いながら、施設ごとに今後の安定的な経営が可能かどうかを見極めたうえで、公募への対応を検討していく。

3 利用者権利擁護の推進について

平成30年度は残念ながら2件の虐待認定を受ける事案が発生した。1件は障害者施設において利用者のパニックに対応していたが手の指をかまれたため当該利用者をたたいてしまったというもの、もう1件は高齢者施設において口調が荒くなったりすることで心理的虐待と認定されたものであり、対象職員には厳重な処分を行った。虐待認定とはならなかったが、虐待通報や事故後の保護者への連絡等が不十分なことから苦情を受け、調査を行い不適切な対応と判断する事案もあった。その過程において利用者への呼称について、これまでは施設ごとに対応を任せていたが、法人として成人施設においては呼称を統一するように12月に通知を出し、対応の徹底を図った。

平成28年度には障害関連施設で、平成29年度は高齢者関連施設、児童関連施設で実施した、各分野ごとの職員セルフチェックの実施や、その集計結果から、各施設での課題抽出と課題解決に向けた取り組みを平成30年度は全分野で継続実施し、職員の利用者権利擁護に対する意識付けを行った。これら取り組みの結果、各施設では虐待防止について職員が共通認識をさらに高めたこと、利用者の権利擁護の推進につながったことは確かではあるが、これらの取り組みを継続実施し虐待事案や不適切事案を発生させない施設運営を目指さなければならない。

4 コンプライアンスの強化について

南部地域療育センターの不祥事対応の一環として4月に緊急的に事業統括制度を開始した。不祥事検証報告書完成の目途がついた7月から事業統括参事・主幹会議を開催しコンプライアンス強化の方策を検討し、人員配置基準確認表を作成し基準に基づく人員配置ができていない施設と事務局でダブルチェックできるような体制の構築、4月に緊急的に行った法令遵守に関するチェックツールを用いた点検の定期実施、集団指導への参加と施設内共有を施設長の責任において確実に行うこととし、各施設専用の銀行印を作成すること等を実施した。

平成31年度以降は事業統括参事が事務局専任になったことに伴い、施設へ出向いての施設長を含めた職員の指導や相談の窓口となることや、事業ごとの情報共有、内部監査等実施し、コンプライアンスの徹底やガバナンスの強化をさらに図っていく。

5 人材の確保及び定着と育成について

福祉人材の確保は、すべての職種でさらに厳しさを増している。当事業団においては退職者数はここ数年横ばいだが、採用者数が退職者数を下回る状況が平成29年度、30年度と続いている。

当事業団としては、これまでに実施してきた様々な活動に加え、平成30年度は法

人紹介や採用活動につなげていくための親しみやすいホームページへの改修、地方養成校への訪問、外国人労働者の採用についての検討を行った。

ホームページの改修は令和元年6月ごろのリニューアルを予定している。

地方養成校へは仙台と新潟へ地元出身の職員を伴って訪問し、情報交換等行うことができた。

外国人採用については技能実習生の導入に関して検討し、複数の監理団体からの情報収集や、先行して受け入れている法人の情報を参考に検討し、技能実習生の導入について決定した。

平成31年4月1日付で30名の新規採用者と、定年退職からの継続雇用の高年齢雇用者を3名採用できたが、前述したように採用者数が退職者を下回り各施設欠員でスタートせざるを得ない施設も出てきた。そのため、年度末には正規職員欠員補充のための随時募集、随時試験の試験制度を急ぎ策定し、4月から実施することとした。

また、職員の確保と定着を目的とした給与表の改正について、組合合意とシステム準備後、平成30年度10月に実施し、4月に遡って適用した。

人材の育成については研修制度と目標管理制度を育成の二本柱として継続して取り組んだ。

研修制度については、法人主催の職務基準に基づいた階層別研修を計24回述べ385人に対して実施した。前述したように研修内容はコンプライアンスについての要素を組み込んだ。また各施設においては施設での専門性を高めることや利用者権利擁護の意識を高めることを目的とした施設内研修や派遣研修、派遣研修参加者による伝達研修による施設内職員の知識の共有を随時実施した。2月には第10回法人研究発表会を開催し113名が参加し、発表施設の年間取組み成果の発表を聞くことで、法人内他施設の事業について知り、他施設の取り組みについて気づきの機会になる等、有効な学びの場になっている。今後については、中長期計画にもとづき人材の確保・定着・育成に係るプロジェクトを設置し、それらの推進に取り組んでいく。

6 新規事業への取り組みについて

さくらの木保育園・さくらの木乳児保育園の園舎建て替えについては、仮園舎建設のための代替地確保の見通しがつき、市の仲介により交渉を行い令和元年11月から借りることが決定した。令和3年3月ごろには新園舎を完成させるスケジュールで準備を進めていく。

南部リハビリテーションセンターを含む「川崎市福祉センター跡地活用施設整備基本計画」への対応は、総合リハセンターの考え方やリハセンター整備に伴うれいんぼう川崎在宅支援室の在り方等について、理事長や担当参事が市と情報交換を行った。令和元年夏～秋ごろには指定管理募集要項が示されると思われるため、最終的に法人として手を挙げるのが適切であるかを見極めたうえで、応募への準備をおこなう。

7 災害対策の継続検討について

平成30年度は最低必要な共通事項を含んだ各施設のBCPを策定したが、内容の

点検や、それらを総体的にまとめた法人BCPの完成までには至らなかった。中長期計画においても災害対策を一つの項目として取り上げ計画の中に組み込み、今後そのスケジュールに沿って、本部と各施設の連携に関するBCPマニュアルの作成や、実践的な訓練をプロジェクトにおいて検討する。

8 適正な経理業務の徹底について

平成29年度の会計監査人による施設往査で指摘を受けた事項については、随時対象施設に改善を求め、必要に応じて統一すべき点は全体に周知した。前述した銀行印の取り扱いに関する変更も会計監査人からの助言によるものである。

平成30年度の施設往査においてもいくつかの指摘事項を受けているが、一部施設で未収金や利用者未収金の処理が不十分であるとの指摘があったことや、別の施設では過誤修正に伴う未収金管理が不十分である状況が確認できたため、事務局より対象施設へ指導に出向いた事案があった。また、会計監査人より帳票様式の見直しや、統一化の助言もいただいているため、これまで施設ごとに異なっていた経理処理について、ガバナンスの観点から統一したほうがよいものについては統一化し、全施設が共通の対応を図ることができるように必要性の高いものから見直しを図っていく。